

現代の公園

「公園は文化のバロメーター？」

亀山 始 / (財)国際花と緑の博覧会記念協会常務理事

35年前(1971年)整備の始まつばかりの大泉緑地が私の最初の職場であった。

ブルドーザーで水田の上に1m以上の真砂土を盛り、力チカチになった地盤をコンボで穴を掘り樹木を植えていた。おまけに、植栽方法は「水ぎめ」ではなく「土ぎめ」であったのには驚いたが、それ以上に驚いたのは、その造成工事に来ていた業者さんが「何でこんなところに公園なんか造るんや。団地を増やしたほうがよっぽどええわ」と言ったことである。中央環状線に北接し、西は入居の進む金岡ニュータウンであった。住宅や道路が必要とされた時代である。後年、公園課で予算関係の業務に長く携わったが、その間、財政部門に言われ続けたことは「公園なんかなくても人は死にはせん」であったことを思うと、そういう時代は結構長かったようである。

そのころ、私が垣間見たヨーロッパの公園は、ベンチで憩う人、本を読む人、散歩する人、さまざまな人で溢れていたが、日本の公園にはあまり人影がなかったように思う。

しかし、昨今の朝夕の散歩やジョギングの利用者数の多さはどうだ。いまや、人や犬で溢れかえって、利用者同士がケンカしている公園も数多くある。われわれも含め、「公園が必要だ」と言ってきた人々には先見の明がある」と自慢してもいいと思うが、その上に胡坐をかいてはいけない。これからどうするのか?新たな先見の明を示す必要がある。

それは「文化活動の場としての公園であり、その活動の多様性を確保すること」ではないか、と考える。私には、今よく聞こえてくる「公園にマネージメントを」とか「指定管理者制度(1)の導入を」という声は、かつての「公園よりも道路や家を」と同じように聞こえる。

公園はどういう風に利用されているのか。サル学の研究者ではないが、文化人類学的な調査を進めてはどうか。「利用者が何人いて何をして遊んでいるか」も必要だが、「その人がどういう属性を持ち、何のためにそれをしているのか」を調べることで、公園の意義、存在価値が見えてくるのではないか、と思う。そして公園の文化的側面が浮かび上がってくるのではなかろうか。

私の府営公園での現場勤務は4回、約8年という短い期間であったが、なんと1回1年限りの浜寺公園での所長経験以外は、3回とも大泉緑地であった。その3回目に大泉緑地に勤務したとき、ちょうどホームレスの人たちが増



大泉緑地(大阪府堺市)



えてきたときだったので、大阪芸大の若生先生にお願いして、個別調査をしてもらった。その報告書には、「犬を飼っているホームレスのところへ犬が好きでお友達になつた女子中学生が人生相談に来ている」なんてことがあつたりする。また主たる収入源は何かとか、アルミ缶の1kgの値段とかが書いてある。定期的に食料を届けてくれる方の存在も明らかになった。しかし、残念ながらこの調査研究は学会誌には載せてもらえないかったそうである。そのとき大泉緑地では羊を飼いはじめたが、それにもいっぽいドラマがある。

「私は大泉緑地が好きだから、掃除をしたい。だけど、変なオバサンだと思われたくないでユニークホームが欲しい」とおっしゃるのでTシャツを作ったら、50人を超える方がそれを着て園内をうろうろ…これを一番喜んでやっていただいたのは障害者の方々であった。

また、樹林地に大きな穴があるので、落とし穴かと思ったら、ただ単に穴に落ち葉がたまっているだけ。知り合い



のオジサンが通りかかったので聞いてみたら、中学生が「穴を掘るのはおもしろい」といって遊んでいた、とのこと。ちなみに、このオジサンは「樹木の出す蜜を子供と一緒に楊枝でなめて遊んでいる」方なのである。他にも大泉緑地で楽しく遊んでいる人はいっぱいいる。

でも、お年寄りやからだの不自由な人の中には、こんなに楽しい公園に来たくても来ることのできない人がいる。一方には、そういう人を公園に連れてきて案内したい人もいる。そこでできたのが「ヒーリングガーデナー」という制度で、これは『やさしい人をつくる公園へ』(新樹社)という本で詳しく紹介しているので、ぜひ見て欲しい。ここには、案内する人も案内される人も感動し、喜んでいる姿がある。

公園は、利用者が勝手に使う場合もあれば、使い方を管理者が用意する場合もある。今後は一緒に考えていく機会が増えるだろう。いずれにせよ、公園ではいろんな

ことができる。道は車が通るだけ、駅は、学校は…すべて目的が決められ、管理された空間ばかりでは息が詰まる。世の中明るいところがあれば影もできる。私の希望としてはできるだけ影の部分、わけのわからない使い方、で公園を利用してもらいたい。

これはいろんな所で紹介していることだが、遊具の落書きを見てある先生が言った「公園はいいことをしていますね」の言葉が、私の公園管理の原点である。

1 指定管理者制度:

平成15年9月、地方自治法改正によって新たに創設された制度。これまで、公の施設は地方公共団体の出資法人、公共団体などに限って管理を委託することができたが、地方自治法改正により管理委託制度は廃止され、民間事業者を含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定する「指定管理者」が管理を代行できるようになった。